

令和元年5月から運転免許証の 有効期間末日の表記を変更します。

平成30年12月28日の道路交通法施行規則の一部改正に伴い、兵庫県では令和元年5月から運転免許証の有効期間末日の表記を、これまでの元号のみの表記から西暦と元号を併記した表記に変更します。

○ 変更後の運転免許証の見本

氏名	見 本 花 子	昭和61年10月24日生	
住所	見本県見本市見本町1-1-1		
交付	令和01年10月24日 11130		
2022年(令和04年)11月24日まで有効		運転免許証 兵庫県 公安委員会	
免許の 条件等	眼鏡等 中型車は中型車(8t)に限る		
番号	第 123456789031 号		
二小原 他 二種	令和00年00月00日 平成18年05月01日 令和00年00月00日		種 類 中 型 -

☆ 5月1日の改元により新元号「令和」となりますが、運転免許証の有効期間末日の表記が「平成」であっても運転免許証は有効ですので、現在の運転免許証をそのまま次回の更新時までお使いください。平成の元号を西暦又は令和に読み替え、運転免許証の更新を忘れないようご注意ください。

○ 元号と西暦の対照表

元号(平成)		西暦	元号(令和)
平成31年	=	2019年	令和1年
平成32年	=	2020年	令和2年
平成33年	=	2021年	令和3年
平成34年	=	2022年	令和4年
平成35年	=	2023年	令和5年
平成36年	=	2024年	令和6年

☆ 運転免許証の更新時期が近づくと、お知らせハガキを発送しておりますが、ハガキは運転免許証に記載された住所に発送しますので、お引っ越し等により、住所が変わった方は、必ず運転免許証の記載事項変更の届出を行ってください。

なお、運転免許証の更新は、お知らせハガキがなくても手続きができます。

☆ 5月からは、西暦と新元号(令和)を併記した運転免許証を更新時等に交付することとなりますが、今回の表記変更又は改元を理由とした運転免許証の再交付はしませんのでご注意ください。